

繰上償還申込書

年 月 日

横浜市職員共済組合理事長

次のとおり

1 全額繰上償還	2 一部繰上償還
----------	----------

をしたいので、申し込みます。

貸付種別	1 普通 2 住宅 3 災害 4 在宅介護対応住宅 5 医療 6 入学 7 修学 8 結婚 9 葬祭	共済組合受付印							
貸付番号	号								
職員番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%; height: 20px;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								
所属	区・局	課							
氏名	所属電話 ()								

全額繰上償還の内容

希望月	年	月
償還事由	剰余金 ・ 買換 ・ 売却 (年 月 日) ・ 借換	

一部繰上償還の内容

希望月	年	月			
償還希望額	万円				
	償還希望額の内訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">毎月分</td> <td style="width: 50%;">万円</td> </tr> <tr> <td>期末・勤勉分</td> <td>万円</td> </tr> </table>	毎月分	万円	期末・勤勉分
毎月分	万円				
期末・勤勉分	万円				
一部償還後の希望	1 完済までの期間を短縮する。				
	2 1回あたりの償還額を少なくする。				

注 意

- 1 一部繰上償還の最低額は、一回当たりの償還額とします。
- 2 期末・勤勉併用償還をしている場合、毎月分の償還を先に終了すること及び毎月分の残高を期末・勤勉手当分より少なくすることはできません。
- 3 払込みの確認ができないため、2か月続けて申し込むことはできません。
- 4 申込締切日は、繰上償還を希望する月の前月の末日（共済組合必着）です。締切日を過ぎて受理した場合は、希望月の翌月以降の償還となります。
- 5 希望月の10日までに納付書を送付しますので、最寄の銀行窓口から同月の20日までに払い込んでください。
- 6 希望月の10日までに納付書が届かない場合は、共済組合に電話等で連絡してください。
- 7 繰上償還の結果、最終償還期日が短縮され、初回から最終回までの償還期間が10年未満となった場合は、住宅借入金等特別控除用の年末残高等証明書は発行しません。

問合せ先

横浜市職員共済組合福祉事業係

電話 671-3400